懇談会の公開のあり方の見直しについて(案)

1.懇談会の公開について

懇談会は、傍聴を希望する報道機関に対して、会議の運営に支障のない範囲で傍聴を認めるものとする。

ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすお それがある場合は、座長の判断で傍聴を認めないことができるものとする。

2.配付資料の公開について

- (1) 懇談会における配付資料は、懇談会終了後インターネット等を通じて原 則として公開するものとする。
- (2) 懇談会として検討過程の報告素案、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料など公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「委員限り」である旨明記し、非公開とする。

3.議事の概要の公開について

- (1)座長は、各懇談会終了後、記者クラブに対して懇談会の概要のブリーフィングを行うものとする。
- (2)事務局は、懇談会終了後、懇談会の<u>匿名の</u>議事要旨を作成し、座長及び 委員の了解を得てすみやかにインターネット等を通じて公開するものとす る。
- (3)事務局は、懇談会の最終取りまとめが行われた後、発言者を明らかにした た懇談会各回の議事の概要を作成し、座長及び委員の了解を得てすみやか にインターネット等を通じて公開するものとする。

4. その他

1から3までに定めるもののほか、懇談会の公開について必要な事項は座長が定める。